

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 7 2 号	三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
産業政策課	<p>【関係法令】 兵庫県産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成 14 年兵庫県条例第 12 号） 兵庫県産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成 14 年兵庫県規則第 57 号）</p> <p>【改正趣旨】 市内の企業立地促進地区への企業誘致を引き続き促進し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、当該条例の有効期限を延長するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 失効期日の延長（付則第 2 項関係） 【現行】 この条例は、<u>平成 30 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。 【改正】 この条例は、<u>平成 33 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>